^{務署受け}									質 :		棄種目	510	00	別 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	表等		青色	申告	-	連種	番号										
広島市安佐北区落合二丁目25番7号								務 者	· 反 /	- 製	整月	グル- 里 番	号						整理	!番号		0 0	3	8	3 5	5 8	3 7	7 5	ī		
納	幼 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											〔親注 埋 番						移		年度 至)			<u></u>	F		月月			=		
(フ	リガナ)	つ ユウケ ´ ソカ ´ イシャ トモエク ´ ミ										法	人区	分	晋迪法 人等、人 又は人	人 3 格 8	定の医療法 般社団法 等、協 ない社団等 特定	外の公益法 同組合等又に の医・療法	は殺し	ş	金額	l –	兆		ī	+1	$\neg \neg$	1 2	1 5	— I	
法	人名	人名 有限会社 巴組											期末現	業 種 在の資本	金の	<u> </u>	_	:合建設業 200 000円	·->	署	1	年月日			<u></u>	F	1	】 月		<u>. 2</u>	
法	人番号 1 2 4 0 0 0 2 0 1 1 4 2 5										同上が1		の普遍	強人のう	ち中小	000,000円	非中小法人		通信日		[確 i	☑ 月	- 指	定	局指	定 指	導等	区:	分		
- 1												非 区 税地及		特点同族	\ (会社	社 同族会社	非同族会社	t. H								اار					
	代表者 細迫 史郎												人名		Grant vi	+m2≠ 3	、 個益計算書、 校主(計量/家丰盛 》	LD4	年月	F I		申	告	区	分		<u>=</u>	<u> </u>	_	
代住		表者 広島市安佐北区落合二丁目25番7号 所											添亻	寸書	類	動計算書、事	書文	は損益金処分表、勘 記書 組織再編成に係 再編成に係る移転資	科目内訳明 る契約書等の 産等の明細書	119	法 L 人 L 税	自	期限	後修		也 方 法人税		間	頻限 後	修	핥
令和 3 年 8 月 1 日 事業年課税事業																	申告書 申告書								類明細の 有		(有)	(無	<u>(</u>)		
		令和	4	年		7	月	3	1	日		サ木 ・ 中間 の 計				令和 令和	1 π	年 月 年 月	₩₽	1	・ 税理士 の書 i				£) ;	税理	士法	第3		角	
		額又は		頁 1		十億		百	万 1	1	9	0	8	7]	控		得 税 の	116		十億			百万			千 4			Ħ	
法				頁 2		1			╁	1	7	8	5	0		除	外	表六(一) 「6の 	③」)	Ļ	<u> </u>	Ш			ᆛ	_	1	6	8		
こ 法	人税	+(53)+	引控除额			╣			1		Ľ					税額		(別表六(二)「24 計	11	Ļ	_ _				<u> </u>			_			
	額	表六(六)控除	迢 過 客	頁 4			<u> </u>	_ _	╁							0	<u>‡</u> %:	(16) + (17) :除したも	> 如	Ļ	_				_	<u> </u>	1	6		0	
土利	課税	生地譲渡	E 利益金額	預 _			<u> </u>	_ _	╅			0	0	0		計		: M し た 3 (12) 除しきれなかった	- 全額	Ļ					_	<u> </u>	1	6	8	0	
告 港 渡金	同」	*三(二)「 二)「25」+別: 二に対す	トる 税名	1)		#			1							算		(18) - (19)	20	L	<u> </u>								<u></u>		Н
言と留	課	74)+(75) 税 留 (呆 金 客		H				╫			0	0	0		の申	所	得税額等の還付 (20)	金額 21												
よ保	同」	<u>別表三(-</u> : に 対す	トる 税名						<u> </u>							告に	中	間納付(14)-(13)	額 22	Г					2	7	0.	4	0	0	
る る	(5	別表三(-	<u>-)∣8])</u>						<u> </u>				0	0		による	欠	損金の繰戻	しに 23	外			'\ 	_		' 			 	_	
法 法			額言						<u> </u>	1	7	8	5	0		還付	ょ	る還付請求	脱額 23	外											
711 分面	時調整外) + (4) + 国税相当額及で 象所得税額等	《外国関係会社	等	H				+		[<u> </u>		ر <u>د</u> 			金額	(:	計 21) + (22) + (23) 24	7					2	7	0.	4	0	0	
(別	表六(五の	^{家所存税額等} 二)「7」+別表+ に基づく	七(三の六) [3)) D	Н				+							こ申の告	2	の申告前の	所得	_						ات			ات		
の控		半う控除 除 ፣		頁 11				_	<u> </u>		_					申で告あ		額又は欠損 (59)													
計 (((9) 差	-(10)-(1	D)と(18)のう 身に対する	ち少ない金額	D 12	H		<u> </u> 	_ _	+		1	=	H	0		がる 修場 ~	こす減	の申告により べき法人税額 少する還付請求 (64)	納付 又は :税額 26	外									0	0	
算		(10) — (11		13		_	_		1	1	6	1	0	0			又は	(64) 災害損失金等の当期 -)「4の計」+(別表七)	控除額				I		 	I	I	! 	اگ		
	間申引確定	告分の							2	8	6	5	0	0		若し	くは「	[21]又は別表七(四) 越す欠損金又は災害	[10]))	L		Ш		_	_	_	i			_	
法. (13	人税額)-(14)	税額とし、場合は、				_			<u> </u>				0	0		(另	別表 [・]	七(一)「5の合計	.) 28	Ļ				_					_	_	
親和	道 法	((2)-(3)+(-別表六(二)	こ対する法人税 4)+(6)+(9の外i)付表六「7の計 保金額(29			_ _	_ _		1	7	8	5	0		この申告		国税額の還付(79)	42	Ļ	_ _	Щ			_	_	_			=	
_ 単	人税額	対する	法人税? (8)	類 30	Щ	_	_ _					Щ	Щ	Щ		告による還付	中	間納付(40)-(39)	額 43	.bl						2	7	8	0	0	
の法を	章	税標準注(29)+	(30)	31	Щ		_ _		<u> </u>	1	7	0	0	0		屋付金額		計 (42) + (43)	44	É						2	7	8	0	0	
告地		法 人 (57)		32							1	7	5	1		こ申の告	この	所得の金 対する法人 (67)	額 に 税額 45												
に (別	表六(超過額相当二)付表さ	「14の計」) 33					<u> </u>							申で	申告	課税留保金	額に税額 46											Ī	
ر ا		注額に係るb (58)		34												告あがる	前の	課税標準法力	税額 47	F								0	0	0	
地	(32)	也方法+(33)-	+ (34)	30							1	7	5	1		修場 正合		の申告により べき地方法人 (73)	納付税額 48	Ī									0	0	
法 [4	《る控除剤 別表六(五 」)))と(国税相当額及で 象所得税額等 の二) [8])+(別 35) の う ち	相当額の控除 表十七(三のデ 少ない金額	額 36														金・利益の 金の分配)		Ī	Ī				T				Ī	Ī	П
人		に基づく う控除地														残余則後の分	け産()分配:	の最合和年				7 I	確定の	15	う和	年 /.		9 9	1	6	
21		見額の -(37))と(77)														引渡	しの		』 銀	<u> </u> 行]	店(4		タ 便局名		<u> </u>	
		也 方 法 (36) - (3									1	7	0	0		付え	5 l	広島市信用		分 疗	⋾坂	E		所	普通	預金	È				
	間申告	分の地力	7法人税額	頁 40						2	9	5	0	0		を受けよる最機の	虫 髮 霍					ちょ銀行 記号番	0			_					
差· 地方 (39	引確定 法人税額)-(40)	中間申告の 税額とし、 場合は、	り場合はその マイナスの (43)へ記入	41									0	0		かりと等	丨	※税務署処理			, .		<u> </u>								
															-			移	祖 理		±	-					1				